

家賃支援給付金（国制度）

売上の減少に直面する事業者の事業継続を支えるため、地代・家賃の負担軽減を目的に、テナント事業者に対して給付金を支給

- ・対象者：**中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者**等で5～12月の売上高について、次のいずれかに該当する者
 - ・いずれか1か月で前年同月比で**50%以上減少**
 - ・連続する3か月の合計で前年同期比で**30%以上減少**
- ・給付額：申請時の直近1か月の支払賃料（月額）に基づき算定
法人に最大**600万円**（6か月分）、個人事業者に最大**300万円**（6か月分）を支給

	支払賃料（月額）	給付額（月額）
法人	75万円以下	支払賃料×2/3
	75万円超	50万円+[支払賃料の75万円の超過分×1/3] ※ただし、100万円（月額）が上限
個人事業者	37.5万円以下	支払賃料×給付率2/3
	37.5万円超	25万円+[支払賃料の37.5万円の超過分×給付率1/3] ※ただし、50万円（月額）が上限

- ・受付期間：令和2年7月14日から令和3年1月15日まで

【相談ダイヤル】 0120-653-930（平日・休日 8:30～19:00）

